資料１

県・市懇談会テーマ一覧表（未定稿）

部会	番号	テーマ	提出市	頁
行政部会関係	1	災害時における県内全域の応援協力体制の構築について	春日井市	1
	2	南海トラフ地震等対策事業費補助金の補助対象施設の拡充について	津島市	2
	3	耐震性が不足した住宅の除却に対する財政支援について	犬山市	3
	4	災害時の避難所における外国人向け案内表示等の作成について	豊明市	4
社会文教部会関係	5	発達障害児童生徒への教育に対する支援の充実について	豊橋市	5
	6	介護従事者の負担軽減に資する介護ロボット導入補助制度の拡充について	一宮市	6
	7	あいち健康マイレージ事業について	一宮市	7
	8	市町村ごとに決定する国保事業費納付金・標準保険料（税）率等について	半田市	8
	9	愛知県重症心身障害児・者短期入所利用支援事業費補助金及び愛知県障害者共同生活援助事業費補助金について	半田市	9
	10	在宅医療・介護連携推進事業における県の関わりについて	犬山市	10
	11	国民健康保険広域化に伴う国保運営方針、特に納付金・標準保険料率算定方法の検討における市町村意見の反映について	犬山市	11
	12	児童福祉法改正に伴う児童相談所と市町村との役割分担について	稲沢市	12
	13	指定文化財の保存及び管理について	稲沢市	13
	14	通級指導教室の拡充について	大府市	14
経済部会関係	15	愛知県農業総合試験場における試験研究体制の拡充について	豊橋市、田原市	15
	16	県と市町村が連携した首都圏におけるアンテナショップを含めたプロモーションの実施について	瀬戸市	16
	17	「あいち森と緑づくり事業」の継続、拡大と制度の見直しについて	半田市	17
	18	都市計画道路高根線（県道南粕谷半田線）及び県道板山金山線の整備促進について	半田市	18
	19	二級河川阿久比川に架かる東雲橋の橋脚耐震補強の促進について	半田市	19
	20	緑地率及び緩衝樹林地の基準の見直しについて	津島市	20
	21	国の水道事業予算拡充（生活基盤施設耐震化等交付金）に向けた行動について	津島市	21
	22	アサリの資源の減少対策について	西尾市	22
	23	産業振興に必要な都市計画道路衣浦岡崎線の早期４車線化について	西尾市	23
	24	公共下水道整備における国及び県補助金について	犬山市	24

行政部会関係

1　災害時における県内全域の応援協力体制の構築について

〔春日井市提出〕

災害時における各自治体間の応援体制については、各自治体間で独自の応援協定を締結している状態です。また、自治体によっては、地域的に重複する協定や、飛び地での協定も締結されており、県内自治体と全く協定を締結していない自治体も存在しています。災害発生時に、各自治体が個々の協定により独自に活動することから、活動が分散され非効率となり、協定締結自治体とそれ以外の自治体では、支援に対する不均衡が生じます。

このことから、県民の生命・財産を守るためには、災害発生時に県内全自治体の防災力を集約・活用し、迅速な支援を実現することが必要です。

ついては、県におかれましては、**県内自治体が被災した場合の迅速な職員派遣及び物的支援を可能とするため、県内全自治体が参加する応援協定の締結等、機能的な災害支援体制の確立を要望します。**

2　南海トラフ地震等対策事業費補助金の補助対象施設の拡充について

〔津島市提出〕

多大な被害が想定される南海トラフ地震等に備え、県内市町村は、地域防災計画を踏まえた防災・減災対策を進めています。

県は、平成２４年度に「愛知県消防施設整備費補助金交付要綱」を改正し、補助対象施設から「消防ポンプ自動車（ＣＤ－Ⅰ型）」、「水槽付消防ポンプ自動車（Ⅰ－Ｂ型）」、「高規格救急自動車」等を除外しました。また、平成２６年度からは従来の「緊急市町村地震防災対策事業費補助金」に「愛知県消防施設整備費補助金」のメニューが統合され、「南海トラフ巨大地震等対策事業費補助金」が制度化されましたが、従前どおり前記の施設は補助対象外のままであり、市町村の災害対策に係る財政負担が増加し、充足した予算確保が困難な状況です。

ついては、県におかれましては、**市町村が実施する防災・減災対策事業を着実に推進できるよう、「消防ポンプ自動車（ＣＤ－１）」等前記の施設を補助対象に戻すなど、補助対象施設の拡充を要望します。**

3　耐震性が不足した住宅の除却に対する財政支援について

〔犬山市提出〕

当市は平成２７年度に「第２次建築物耐震改修促進計画」を策定し、建築物の耐震化に取り組んでいます。中でも住宅については、平成３２年までに９５％の耐震化を目標としています。そのため、当市では平成２８年度から、耐震性が不足した住宅の除却について、費用の一部を補助する制度を新設しました。

しかしながら、この補助事業は、市補助額の１／２が国庫補助となっていますが、実際に予算化しているのは現状５件（２０万円/件）分のみで、これは、前記の目標達成のためには十分な予算額とは言い難い状況です。

住宅の耐震化は、南海トラフ地震などに備え、早急な対応が必要です。市補助額の一部に県費補助の充当があれば、対象件数や補助額の増加によって、さらなる耐震化の促進の効果があると考えられます。

ついては、県におかれましては、**耐震性が不足した住宅の除却に対する県の財政支援を要望します。**

4　災害時の避難所における外国人向け案内表示等の作成について

〔豊明市提出〕

近年、県内では各市でも多くの外国人が在住しています。災害時には言葉や習慣の違いにより、必要な情報や支援を得るのが困難になることが予想され、多言語による外国人支援が必要となります。特に避難所を中長期に運営する場合には、外国人向けに避難所運営本部、トイレ、更衣室、物資の提供場所などを多言語で情報伝達する必要が生じます。

しかしながら、市単独では、通訳の人数も少なく、対応できる言語も限られるため、すべての外国人に対応することが現状では困難です。

ついては、県におかれましては、**避難所で生活するにあたり、どの国の外国人の方でも理解ができるような統一的な案内用表示等をあらかじめ作成し、データを配布するよう要望します。**

社会文教部会関係

5　発達障害児童生徒への教育に対する支援の充実について

〔豊橋市提出〕

近年、発達障害等児童生徒の数は全国的に増加の傾向にあり、発達障害児童生徒対応支援員に対するニーズは高まっています。その対応として国は平成２９年度からの１０年間で公立小中学校における、担当教員を 8,900 人増やすといった概算要求を示しました。

本市においても、発達障害があると診断された、あるいは診断はないが可能性のある児童生徒の数は増加傾向にあり、平成２８年現在で市内小・中学校をあわせて 1,644 人、全体の 5.2%です。

こうした中で本市は、発達障害等のある児童生徒の学習面や生活面への支援を行うため、市単費で市内 40 小学校に 46 人の発達障害児童生徒対応支援員を配置しています。(平成２８年度予算額　75,024 千円)

しかし、平成２８年における教育現場のニーズ調査では、現状の配置では必ずしも充分でなく、厳しい財政状況の中、市単独ではこれ以上の体制強化は難しい状況にあります。

さらに発達障害等のある、または可能性のある児童生徒の数は今後も増加が見込まれ、加えて障害の程度、種類は多様化していることから、更なる対応が課題となっています。

発達障害等児童生徒への教育の充実は、当該児童生徒はもとより、通常の学級に在籍する全ての児童生徒の教育環境の向上にも資する大変に効果の高い施策です。

ついては、県におかれましては、**発達障害児童生徒支援員の配置に対する人的、あるいは財政的支援措置を要望します。**

6　介護従事者の負担軽減に資する介護ロボット導入補助制度の拡充について

〔一宮市提出〕

介護従事者の就職希望者は少なく、離職率が高くなっており、また、介護従事者には、女性や高齢者など非力な方が多いため、介護従事者の介護負担の軽減が介護現場で求められています。

介護従事者の介護負担の軽減を図る取組が推進されるよう、事業者負担が大きい介護ロボットの導入を特別に支援するため、平成２８年２月、厚生労働省から１事業所につき上限３００万円を助成する地域介護・福祉空間整備推進交付金（介護ロボット等導入支援特別事業分）の協議依頼があり、一宮市においても５法人７事業所の協議依頼を提出したが、全国で５，４７５事業所からの協議依頼があり、国の予算額を大幅に超えたため、内示については、１事業所当たり９２７千円に減額され、各法人との調整の結果、３法人３事業所のみ交付申請をすることとなりました。

導入計画があるものの介護ロボットが高額なため、財政支援なしでは、大規模な施設（事業所）でも導入が困難な状況です。

ついては、県におかれましては、**９月補正において「介護ロボット導入支援事業（介護ロボット導入支援事業補助金）を創設されたところではありますが、介護従事者の負担軽減のため、介護ロボットの導入計画がある事業所に対する財政支援措置の拡充を要望します。**

7　あいち健康マイレージ事業について

〔一宮市提出〕

あいち健康マイレージ事業は、県と市町村が協働で市民の主体的な健康づくりを促進する仕組みで、日々の生活習慣の改善につながる取組を実践するなど、県と協働実施する市町村が決定した健康づくりメニューに取組むことで、マイレージを獲得することができ、一定以上のマイレージ獲得者には、県内の協力店で様々なサービス（特典）が受けられる「あいち健康づくり応援カード！～MyCa～（まいか）」（優待カード）が交付されます。

県内５４市町村のうち実施市町村数は、平成２７年度末で２９市町村だったところ、平成２８年度末までに４６市町村が実施する予定で、９割近い市町村が実施することとなります。本市も平成２７年度から実施しているところですが、「まいか」の交付枚数は、なかなか伸びない状況です。

あいち健康マイレージ事業は、各個人の健康増進のきっかけづくりとして大変良い事業であると考えていますが、紙ベースでの導入では手続きが面倒であるとの市民の声もあり、なかなか参加者数が増えず、市としても苦慮しています。また、ＩＣＴの活用も視野に入れていますが、かなりの額の経費が予想されるため、導入を躊躇している状況です。

ついては、県におかれましては、**ＩＣＴを活用して参加できる健康マイレージ事業であれば、多くの市民参加を誘発できることが想定されますので、実施市町村が利用できるシステムを開発するよう要望します。**

8　市町村ごとに決定する国保事業費納付金・標準保険料（税）率等について

〔半田市提出〕

国民健康保険制度については、平成３０年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となることが決まり、新たな財政運営の仕組みが示されてきました。なかでも、県においては、医療給付費等の見込みを立て、市町村ごとの納付金の額を決定し、市町村が参考とするための標準保険料率等を算定・公表することとされています。

各市町村の保険料（税）率の変更については、国民健康保険運営協議会に諮ること、また平成３０年度予算編成の時期等を考慮すると、平成３０年度からの実施のためには、遅くとも平成２９年１２月の条例改正手続きが必要となります。

ついては、県におかれましては、**市町村が必要とする準備期間と周知期間を確保できるよう、県が示す国保事業費納付金及び標準保険料（税）率について、できるだけ早期に公表するよう要望します。**

9　愛知県重症心身障害児・者短期入所利用支援事業費補助金及び愛知県障害者共同生活援助事業費補助金について

〔半田市提出〕

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、重症心身障害児等及びその家族の福祉の向上及び障害福祉サービスの基盤整備を促進することを目的として、重症心身障害児・者短期入所利用支援事業費補助金及び障害者共同生活援助事業費補助金が県から市町村に交付されているところです。

県の補助金交付要綱では、両事業とも補助基準額の１／２を補助することとなっていますが、予算の範囲内において交付するとの理由で、減額されているのが現状です。この結果、県が減額した分については市町村が負担することとなり、財政を圧迫する状況となっています。

ついては、県におかれましては、**補助金交付要綱の規定どおり補助基準額の１／２を補助するよう要望します。**

≪参考≫

重症心身障害児・者短期入所利用支援事業費補助金

２７年度実績　補助基準額×１／２×0.9446（県補助率）

障害者共同生活援助事業費補助金

２７年度実績　補助基準額×１／２×0.77（県補助率）

１０　在宅医療・介護連携推進事業における県の関わりについて

〔犬山市提出〕

本市においては、在宅医療と介護の連携を推進し、互いに顔の見える関係の構築を目指して、医療関係者、介護関係者の参加する多職種連携会議を開催しています。

しかしながら、多職種連携会議においては、特定の医師しか出席しないなど、在宅医療と介護の連携の必要性がより高まることへの認識に医師間でも差があり、互いに顔の見える関係の構築には程遠い状況です。また、医師会組織が複数の市町村にまたがっている場合、医師会を単位とした広域連携を図る必要性もあります。

ついては、県におかれましては、**在宅医療と介護の連携における地域包括ケアシステムの構築について、県医師会等への制度の周知や自治体の多職種連携会議への参加を促す仕組み作り等について保健所の積極的な関与を要望します。**

１１　国民健康保険広域化に伴う国保運営方針、特に納付金・標準保険料率算定方法の検討における市町村意見の反映について

〔犬山市提出〕

国民健康保険広域化に伴う県内各市町村の納付金や、標準保険料率等を定める国保運営方針は、現在１９の代表市町村、県、国民健康保険団体連合会を構成員とした「国保運営方針連携会議」で検討されています。

連携会議の構成員以外の市町村に対しては、連携会議の検討状況の情報提供や意見聴取などの対応が行われておりますが、特に各市町村の納付金や標準保険料率の算定方法は、連携会議構成員以外の市町村にとっても重要な関心事項となっております。

ついては、県におかれましては、**各市町村の納付金や標準保険料率の算定方法の検討については、国保運営方針の策定過程において各市町村の意見をより反映させるよう要望します。**

１２　児童福祉法改正に伴う児童相談所と市町村との役割分担について

〔稲沢市提出〕

児童福祉法が改正され、児童相談所は、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、一時保護や施設入所、行政処分としての措置等専門的な知識及び技術並びに広域的な対応が必要な業務を担い、市町村は、入所措置を採るに至らなかった児童への在宅指導等児童の身近な場所における児童の福祉に関する支援等に係る業務を担うこととなりました。

また、市町村は在宅ケースを中心とする支援体制を一層充実するための支援拠点の整備に努めることとなりました。

しかしながら、児童相談所の業務の一部を市町村が担うこととなるため、事務量の増加と専門的知識を有した職員の確保等が困難な状況です。

ついては、県におかれましては、**実施時期及び実施方法等については、市町村と十分に協議するとともに、地域の実情に応じて児童相談所と市町村の役割分担をあらかじめ定めるなど、個々の事案に的確に対応できるような体制の整備に配慮されるよう要望します。**

１３　指定文化財の保存及び管理について

〔稲沢市提出〕

市内の寺院には多くの国・県指定文化財が所蔵されています。所蔵する寺院では、檀家や参詣者の減少など厳しい運営を強いられている上に、指定文化財の修理に係る経費の支出が問題となっています。

しかしながら、国指定文化財の保存修理事業に対する、県費の補助率は対象経費の 1/10 以内とされていますが、交付率については個人で 0.9、寺社で 0.7 が掛けられています。また、県指定文化財の保存修理事業に対する補助率は対象経費の 2/3 以内とされていますが、国指定文化財と同様の交付率が掛けられているため、所有者や管理者の負担となっています。

ついては、県におかれましては、**文化財保護の観点から、本来の補助制度を維持し、現在行っている減額するための交付率をなくすことを要望します。**

１４　通級指導教室の拡充について

〔大府市提出〕

通常の学級に在籍し、特別な教育支援を必要とする児童生徒のために通級による指導があります。しかし、通級指導教室の開設に至らず、障害に応じた指導を受けられない児童生徒がいます。

通級による指導には自校通級の他に他校通級や巡回による指導があり、必ずしも設置校以外の児童生徒が通級による指導を受けられないわけではありません。しかし、実際には自校通級の児童生徒だけで指導時間がなくなったり、他校通級ではその往復に時間がかかってしまったりして、十分な指導が受けられない児童生徒がいる状況です。

一方で、県内の小中学校では、特別支援学級の新設基準として１人から新設可能としており、障害に応じた指導を受けることができるようになってきました。

ついては、県におかれましては、**通常の学級に在籍する児童生徒が、障害に応じて必要な教育を受けることができるよう、県内の小中学校に対して通級指導教室を増設するよう要望します。**

経済部会関係

１５　愛知県農業総合試験場における試験研究体制の拡充について

〔豊橋市、田原市提出〕

近年では消費者ニーズの多様化が進んでおり、農産物についても価格が安いものだけでなく、高糖度や栄養素含有量など、付加価値の高いものがブランド品として購入されるようになってきています。都道府県の農業試験場が品種改良を手掛けた育成品種が全国的なブランドになる例もあり、産地力の強化に大きく寄与しています。

産地間競争が激しくなる中、品種改良や生産技術の高度化に各県がしのぎを削っており、本県においても、年々進む技術革新に対応し、これまで以上にハイレベルな試験・研究に取り組む必要があります。

海外までもが競争相手となる時代を迎え、県内農家が収益力を高めて農業経営を安定させるためには、他産地との差別化に向けた品種改良や、先端技術導入による生産性の向上などに積極的に取り組むことが求められています。

ついては、県におかれましては、**本県において農業技術の開発に中心的な役割を担う愛知県農業総合試験場が、農家や農協など地域との連携を密にし、地域への普及を見据えた品種改良や系統造成に積極的に取り組むとともに、ＩＣＴをはじめとした先端技術の導入など、農業用資機材の研究についても効果的に実施できるよう、試験研究体制の拡充を要望します。**

１６　県と市町村が連携した首都圏におけるアンテナショップを含めたプロモーションの実施について

〔瀬戸市提出〕

地方創生のもと、全国の自治体ごとにシティプロモーションに取り組んでいるところであり、愛知県においても、リニア中央新幹線の開業やアジア競技大会、また、東京2020オリンピック・パラリンピックを見据えた、観光客誘致などに取り組んでいるところです。観光の最大の窓口である首都圏において、愛知県の誇る「モノづくり」「自然」「食」といった強みをより効果的にプロモーションするため、県と市町村が広域的に連携し、各自治体の『点』としての魅力を集約し、『面』としてプロモーション展開することのできる「機会」「場」が必要となっています。

しかしながら、アンテナショップを含めたシティプロモーションにおいて、各自治体ごとに展開すると、費用に対して、効果が少なく経済効果を生み出しにくい状況です。

ついては、県におかれましては、**県と市町村が連携し、首都圏でのアンテナショップを含めたプロモーションの実施について検討するよう要望します。**

１７　「あいち森と緑づくり事業」の継続、拡大と制度の見直しについて

〔半田市提出〕

財政状況が厳しい中で、市民の安心・安全に係わる事業が優先され、都市緑化の推進のための予算の確保が難しい状況であります。そのため、公園や街路樹等の公共用地への植栽や民有地緑化への助成は、主に「あいち森と緑づくり事業」が活用されており、この事業は、都市緑化を推進するために必要不可欠な事業となっていますが、現段階では、平成３１年度以降の事業継続が不透明な状況となっています。

また、道路や公共用地の緑化による都市緑化の推進には限界があり、今後、道路沿いなどの民有地緑化を推進していく必要がありますが、「あいち森と緑づくり都市緑化推進事業交付金交付要綱」においては、民有地緑化へ助成を行う、「緑の街並み推進事業」の補助対象要件は、生垣設置については延長５０ｍ以上、また、屋上緑化、駐車場緑化、空地緑化などについては面積１００㎡程度以上となっています。この要件では、一般住宅や個人店舗などの民有地緑化に使用が難しい状況です。

ついては、県におかれましては、**市町村の都市緑化推進のため、平成３１年度以降も引き続き事業の継続、更には拡大するとともに、民有地緑化を一般住宅などでも使えるよう助成要件を緩和するなど、制度を見直すよう要望します。**

１８　都市計画道路高根線（県道南粕谷半田線）及び県道板山金山線の整備促進について

〔半田市提出〕

都市計画道路高根線（県道南粕谷半田線）は、市北東部の主要幹線である国道３６６号と県道半田東浦線を結ぶ東西の幹線道路であり、ＪＲ武豊線亀崎駅へ向かう主要ルートであります。そのため、朝夕には駅利用者が多く、自転車や歩行者と自動車が錯綜し、非常に危険な状況となっております。

また、県道板山金山線は半田市板山町と常滑市金山を結ぶ、古くからの主要な道路でありますが、特に板山地区は住宅が連たんし、地域の生活道路としても重要な役割を果たしております。県道板山金山線と交差する県道半田常滑線を整備した後も地域を通過する自動車が減少せず、板山地区内の狭隘部における交通事故の発生が危惧されております。

ついては、県におかれましては、市としても地元合意や用地取得等において協力をいたしますので、**１日も早く交通円滑化が図られるとともに歩行者や自転車の安全を確保するため、都市計画道路高根線及び県道板山金山線を早期に整備するよう要望します。**

１９　二級河川阿久比川に架かる東雲橋の橋脚耐震補強の促進について

〔半田市提出〕

二級河川阿久比川にかかる東雲橋は、災害時に必要な救助、消防活動および緊急物資を運ぶための１次緊急輸送道路として指定され、第３次地震対策アクションプランにおいて耐震補強が予定されています。

また、知多半島医療圏の中核病院であり、災害時には災害拠点病院として指定されている半田病院と近接しており、重要なアクセス道路であります。

現在、老朽化した現病院に代わる新病院建設が同地区に計画されており、平成３３年度の開院を目指して整備が進められているところです。

ついては、県におかれましては、落橋防止対策については既に対応していただいていますが、**新病院建設によりアクセス道路としての重要度が増すことが予想されますので、新病院建設に合わせ、東雲橋の橋脚耐震補強が早期完了するよう要望します。**

２０　自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例による緑地率及び緩衝樹林地の基準の見直しについて

〔津島市提出〕

工場立地法は、地域の実情に合わせて県や市が地域準則を条例で定めることにより、緑地率を一定の範囲内で緩和できる規定を設けています。これにより各市町村に工場立地を促進すべく、緩和条例の制定を進めている例が多くありますが、愛知県内では、原則１haを超える宅地造成に伴う工場を新設する場合「愛知県自然環境保全地域の許可、届出等及び大規模な宅地の造成等の規制に関する事務取扱要領」(以下、県事務取扱要領という)に基づき、市街化区域では２０％、市街化調整区域では２５％の緑地かつ両区域ともに用地周辺に５m 以上の緩衝樹林地の整備を義務付けています。

工場立地法に基づき地域準則を市が条例で定めて緑地率を緩和した場合に、県では、その緩和について明確な取り扱いが規定されておらず、結果として、上記の県事務取扱要領に従わざるを得ないことから、県内各市が条例で定めた地域準則に基づく緩和は、現在までに適用事例がなく、実質、工場立地法地域準則の運用ができず、工場立地の際のインセンティブとしての意味をなさない状況となっています。

ついては、県におかれましては、**県事務取扱要領で定められた基準のうち工場用地については、工場立地法により地域準則条例を制定することにより、緑地緩和を行えることから、県事務取扱要領を改正し、市が条例を定めた場合には、市が定めた緑地率とするよう改められることを要望します。また、現在の土地利用の状況を加味した緑地確保の基準に改めることを要望します。**

２１　国の水道事業予算拡充（生活基盤施設耐震化等交付金）に向けた行動ついて

〔津島市提出〕

水道事業の国庫補助事業の一部は、平成２７年度より生活基盤施設耐震化等交付金に制度移行し、平成２８年度からは水道管路耐震化に取り組む県内の事業者が一体となり、事業計画を作成し県単位で一括交付を受けています。しかしながら、平成２７年度の交付額は要望額の７４．１％、平成２８年度では要望の６６％と年々、内示額が下降傾向を示し、特に交付金事業に移行してから要望額に対して内示額は満額に至っていません。

要望額に対する不足額は自己財源等から支出し事業量を確保しているのが現状です。本事業は交付を受ける前にアセットマネジメントを活用し適正な投資水準に基づき事業着手しているにも関わらず、今後も低い内示が続くと、財政見通しが崩れ、これを健全化すべく工事規模の縮小を余儀なくされ、「愛知県地域強靭化計画」で定められる整備水準には到達しない可能性があります。

ついては、県におかれましては、**県単位で提出した事業計画の目標が確実かつ早期に達成できるよう国に対して予算の重点配分を求め、さらには早期前倒しが可能となるよう必要額獲得に努めるよう要望します。**

２２　アサリ資源の減少対策について

〔西尾市提出〕

愛知県下のアサリ漁場は、六条潟に発生するアサリ稚貝を移植しており、西尾市においては平成２６年度に全国の４７．４％のアサリを生産しています。

アサリ等の二枚貝に寄生するカイヤドリウミグモ（以下、ウミグモ）が平成２０年４月に愛知県内で確認されてから、平成２７年９月には西尾市一色干潟でもアサリへの寄生が確認され、急速にまん延し、平成２８年６～７月にかけて水温の上昇とともに、ウミグモの寄生により衰弱したアサリが死んだため資源が大きく減少しました。

ウミグモは幼生の時に二枚貝に寄生し、成体になると貝から外に出て産卵すると言われており、現在対策としてアサリから外に出て海底表面にいる成体を捕獲するため目の細かい網を付けたケタを引き、駆除を行っている状況です。

しかしながら、ウミグモを全て駆除することは困難であるため、今後は、ウミグモが確認された漁場で、いかにしてアサリ漁業を成り立たせていくかが課題となってきます。

ついては、県におかれましては、**アサリ資源回復のため、引き続き駆除活動への支援拡充とともに、アサリ稚貝の各漁場への放流及び漁場環境整備に対する補助など財政支援を講じるよう要望します。**

また、ウミグモの生態調査及び効果的な駆除方法並びにアサリやハマグリの種苗生産・増養殖技術の確立を要望します。

２３　産業振興に必要な都市計画道路衣浦岡崎線の早期４車線化について

〔西尾市提出〕

西三河地域は、大手自動車メーカーの本社や製造拠点はもとより、多種多様なサプライヤー企業が数多く立地しており、自動車産業における世界的な一大集積地を形成しています。

また、工作機械をはじめとする機械・金属関連産業の集積も厚く、自動車関連産業を支えており、今後さらなる成長が期待されます。

そのような中、産業の発展とともに企業活動を支える幹線道路の整備も進んでいますが、さらなる道路網の充実が求められています。なかでも知多地域と西三河地域を結ぶ広域的連携の交通軸となっている都市計画道路衣浦岡崎線が産業振興に最も重要な幹線道路となります。

本路線は、地域高規格道路である国道２３号岡崎バイパス（名豊道路）西尾東ICへ接続していますが、平成２８年２月に藤井ICから西尾東ICが４車線化されたことにより、本市内の暫定２車線の区域において、慢性的な交通渋滞が発生しており、企業活動や市民生活に少なからず支障を来している状況です。

ついては、県におかれましては、**本路線は、活発な企業活動を背景に、これまで以上に交通渋滞の悪化が予想されるため、現在、愛知県において約１．３キロメートル区間で４車線化を進めていただいているが、引き続き整備を進め、暫定２車線区間の早期４車線化を要望します。**

２４　公共下水道整備における国及び県補助金について

〔犬山市提出〕

平成２８年度の公共下水道整備に対する県費補助金については、当市は交付の対象外となりました。これは、県補助金の予算が２７年度の５割程度にとどまったことから、県費補助金を申請した全市町村へ交付すると、県費補助要綱で定められた補助額(事業費３００万円に対する補助率を１／１０とするもの)を下回ることになるため、県補助金の交付対象を県の公共下水道普及率の半分以下の市町村のみとしたことによるものです。

下水道整備には、国からの交付金や県からの補助金が重要な財源となっており、これらが市町村の申請どおり交付されないと、県内の多くの市町村で、平成２５年度の国土交通省、環境省の通知に基づいて策定されたアクションプランによる公共下水道の１０年概成の達成が困難となります。

ついては、県におかれましては、**近年、社会資本整備総合交付金の要望額に対する通常枠の交付率が低下していることから、充分な額の交付金が交付されるよう国へ働きかけるとともに、県においても補助金予算を確保し、補助金を必要とする市町村が財政的な支援を十分に受けられるよう要望します。**